

改正案

現行

<p>（業務報告の内容を記載した書面等の記載方法） 第二十五条（略）</p> <p>2 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（招集の決定事項） 第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びハ）に掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p> <p>イ 第四十四条の規定により総会参考書類（法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項</p> <p>ロ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した時から七日を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>ハ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した時から七日を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>ニ 第四十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容</p> <p>ホ 第四十六条第一項の措置をとることにより会員に対して提供する総会参考書類に記載しないものとする事項</p> <p>ヘ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項</p> <p>(1) 法第四十五条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合 法第十二条第七項におい</p>	<p>（業務報告の内容を記載した書面等の記載方法） 第二十五条（略）</p> <p>2 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（招集の決定事項） 第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまでに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p> <p>イ 第四十四条の規定により総会参考書類（法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項</p> <p>ロ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した時から七日を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>ハ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した時から七日を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>ニ 第四十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容</p> <p>ホ 第四十六条第一項の措置をとることにより会員に対して提供する総会参考書類に記載しないものとする事項</p> <p>ヘ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項</p> <p>(1) 法第四十五条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合 法第十二条第七項におい</p>
--	---

て準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合 法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項

四〇六 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2〇12 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる

営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)の商号

又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員

の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所

在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在

地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業

再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の

て準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合 法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項

四〇六 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号又は第五十四条の二十三第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2〇12 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる

営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)の商号

又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員

の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所

在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在

地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業

再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の

商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2) 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の三に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十

一 第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（新設）